

組 合 公 報

平成 3 0 年 2 月 2 8 日

富 山 市 下 野 9 9 5 番 地 の 3

富 山 県 市 町 村 職 員 共 済 組 合

電話 0 7 6 (4 3 1) 8 0 3 1

目 次

公告第 8 号	平成 2 9 年度第 1 次変更事業計画及び予算について ……	2
公告第 9 号	富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について ……	3
公告第 10 号	富山県市町村職員共済組合貯金規則の一部改正について …	9
公告第 11 号	平成 3 0 年度事業計画及び予算について ……………	13

○ 公告第 8 号

平成 29 年度第 1 次変更事業計画及び予算について

富山県市町村職員共済組合の平成 29 年度第 1 次変更事業計画及び予算については、平成 30 年 2 月 23 日開催の第 155 回組合会において原案のとおり議決されたので、富山県市町村職員共済組合定款第 46 条の規定に基づき、その要旨を別冊*のとおり公告する。

平成 30 年 2 月 28 日

富山県市町村職員共済組合

理事長 高 橋 正 樹

* 別冊については、本組合事務局において閲覧に供しています。

○ 公告第 9 号

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更については、平成 30 年 2 月 23 日開催の第 155 回組合会において原案のとおり議決されたので、地方公務員等共済組合法第 5 条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり公告する。

平成 30 年 2 月 28 日

富山県市町村職員共済組合

理事長 高 橋 正 樹

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について

富山県市町村職員共済組合定款（昭和 37 年定款第 1 号）の一部を次のように変更する。

第 43 条第 1 項の表中「1,000 分の 5.28」を「1,000 分の 6.75」に、「1,000 分の 2.11」を「1,000 分の 1.72」に改める。

第 43 条の 2 中「1,000 分の 10.56」を「1,000 分の 13.5」に改める。

第 45 条中「平成 29 年度」を「平成 30 年度」に、「2,155 円」を「2,440 円」に改める。

附 則

- 1 この変更は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第 43 条第 1 項及び第 43 条の 2 の規定は、平成 30 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更 新旧対照表

(傍線部分は、変更を示す)

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																																																																						
第1条 ～ 第42条 (略) (掛金及び負担金の額) 第43条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。 <table><tr><th rowspan="3">組合員の種別</th><th colspan="3">標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と掛金との割合</th><th colspan="3">標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と負担金との割合</th></tr><tr><th colspan="2">短 期 給 付</th><th rowspan="2">福祉事業</th><th colspan="2">短 期 給 付</th><th rowspan="2">福祉事業</th></tr><tr><th>短期分</th><th>介護分</th><th>短期分</th><th>介護分</th></tr><tr><td>一 般 組 合 員</td><td>1,000 分</td><td><u>1,000 分</u></td><td>1,000 分</td><td>1,000 分</td><td><u>1,000 分</u></td><td>1,000 分</td></tr><tr><td>市町村長組合員</td><td>の</td><td><u>の</u></td><td>の</td><td>の</td><td><u>の</u></td><td>の</td></tr><tr><td>特定消防組合員</td><td>40.88</td><td><u>5.28</u></td><td>1.7</td><td>40.88</td><td><u>5.28</u></td><td>1.7</td></tr><tr><td>長 期 組 合 員</td><td><u>1,000 分</u></td><td>—</td><td>—</td><td><u>1,000 分</u></td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>市町村長長期組合員</td><td><u>の</u></td><td>—</td><td>—</td><td><u>の</u></td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td></td><td><u>2.11</u></td><td></td><td></td><td><u>2.11</u></td><td></td><td></td></tr></table> 2 (略) (任意継続掛金の額) 第43条の2 任意継続組合員に係る短期給付（介護納付金の納付に係るものを除く。）及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、施行令第46条の2の規定による標準報酬の月額に1,000分の81.76を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、同条に規定する標準報酬の月額に<u>1,000分の10.56</u>を乗じて得た額とする。 第44条 (略)	組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と負担金との割合			短 期 給 付		福祉事業	短 期 給 付		福祉事業	短期分	介護分	短期分	介護分	一 般 組 合 員	1,000 分	<u>1,000 分</u>	1,000 分	1,000 分	<u>1,000 分</u>	1,000 分	市町村長組合員	の	<u>の</u>	の	の	<u>の</u>	の	特定消防組合員	40.88	<u>5.28</u>	1.7	40.88	<u>5.28</u>	1.7	長 期 組 合 員	<u>1,000 分</u>	—	—	<u>1,000 分</u>	—	—	市町村長長期組合員	<u>の</u>	—	—	<u>の</u>	—	—		<u>2.11</u>			<u>2.11</u>			第1条 ～ 第42条 (略) (掛金及び負担金の額) 第43条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。 <table><tr><th rowspan="3">組合員の種別</th><th colspan="3">標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と掛金との割合</th><th colspan="3">標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と負担金との割合</th></tr><tr><th colspan="2">短 期 給 付</th><th rowspan="2">福祉事業</th><th colspan="2">短 期 給 付</th><th rowspan="2">福祉事業</th></tr><tr><th>短期分</th><th>介護分</th><th>短期分</th><th>介護分</th></tr><tr><td>一 般 組 合 員</td><td>1,000 分</td><td><u>1,000 分</u></td><td>1,000 分</td><td>1,000 分</td><td><u>1,000 分</u></td><td>1,000 分</td></tr><tr><td>市町村長組合員</td><td>の</td><td><u>の</u></td><td>の</td><td>の</td><td><u>の</u></td><td>の</td></tr><tr><td>特定消防組合員</td><td>40.88</td><td><u>6.75</u></td><td>1.7</td><td>40.88</td><td><u>6.75</u></td><td>1.7</td></tr><tr><td>長 期 組 合 員</td><td><u>1,000 分</u></td><td>—</td><td>—</td><td><u>1,000 分</u></td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>市町村長長期組合員</td><td><u>の</u></td><td>—</td><td>—</td><td><u>の</u></td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td></td><td><u>1.72</u></td><td></td><td></td><td><u>1.72</u></td><td></td><td></td></tr></table> 2 (略) (任意継続掛金の額) 第43条の2 任意継続組合員に係る短期給付（介護納付金の納付に係るものを除く。）及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、施行令第46条の2の規定による標準報酬の月額に1,000分の81.76を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、同条に規定する標準報酬の月額に<u>1,000分の13.5</u>を乗じて得た額とする。 第44条 (略)	組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と負担金との割合			短 期 給 付		福祉事業	短 期 給 付		福祉事業	短期分	介護分	短期分	介護分	一 般 組 合 員	1,000 分	<u>1,000 分</u>	1,000 分	1,000 分	<u>1,000 分</u>	1,000 分	市町村長組合員	の	<u>の</u>	の	の	<u>の</u>	の	特定消防組合員	40.88	<u>6.75</u>	1.7	40.88	<u>6.75</u>	1.7	長 期 組 合 員	<u>1,000 分</u>	—	—	<u>1,000 分</u>	—	—	市町村長長期組合員	<u>の</u>	—	—	<u>の</u>	—	—		<u>1.72</u>			<u>1.72</u>			介護納付金への総報酬割が段階的に導入され、その費用を賄うため、40歳以上65歳未満の組合員が負担する介護保険に係る掛金・負担金率を引き上げるもの。 (+1.47) 育児・介護休業手当金に係る拠出金率が4.28%か3.49%へ引き下げられたため、75歳以上の長期組合員等の育児・介護休業手当金に係る掛金・負担金率を引き下げるもの。(△0.39) 任意継続組合員に係る介護任意継続掛金を引き上げるもの。(＋2.94)
組合員の種別		標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と負担金との割合																																																																																																																			
		短 期 給 付		福祉事業	短 期 給 付		福祉事業																																																																																																																	
	短期分	介護分	短期分		介護分																																																																																																																			
一 般 組 合 員	1,000 分	<u>1,000 分</u>	1,000 分	1,000 分	<u>1,000 分</u>	1,000 分																																																																																																																		
市町村長組合員	の	<u>の</u>	の	の	<u>の</u>	の																																																																																																																		
特定消防組合員	40.88	<u>5.28</u>	1.7	40.88	<u>5.28</u>	1.7																																																																																																																		
長 期 組 合 員	<u>1,000 分</u>	—	—	<u>1,000 分</u>	—	—																																																																																																																		
市町村長長期組合員	<u>の</u>	—	—	<u>の</u>	—	—																																																																																																																		
	<u>2.11</u>			<u>2.11</u>																																																																																																																				
組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と負担金との割合																																																																																																																				
	短 期 給 付		福祉事業	短 期 給 付		福祉事業																																																																																																																		
	短期分	介護分		短期分	介護分																																																																																																																			
一 般 組 合 員	1,000 分	<u>1,000 分</u>	1,000 分	1,000 分	<u>1,000 分</u>	1,000 分																																																																																																																		
市町村長組合員	の	<u>の</u>	の	の	<u>の</u>	の																																																																																																																		
特定消防組合員	40.88	<u>6.75</u>	1.7	40.88	<u>6.75</u>	1.7																																																																																																																		
長 期 組 合 員	<u>1,000 分</u>	—	—	<u>1,000 分</u>	—	—																																																																																																																		
市町村長長期組合員	<u>の</u>	—	—	<u>の</u>	—	—																																																																																																																		
	<u>1.72</u>			<u>1.72</u>																																																																																																																				

変 更 前	変 更 後	備 考
(資金の繰入れ) 第 45 条 <u>平成 29 年度</u>における地方公務員等共済組合法施行規程 (昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号) 第 7 条第 1 項の規 定により定款で定める金額は、<u>2,155 円</u>とする。 第 46 条 ～ 第 50 条 (略)	(資金の繰入れ) 第 45 条 <u>平成 30 年度</u>における地方公務員等共済組合法施行規程 (昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号) 第 7 条第 1 項の規 定により定款で定める金額は、<u>2,440 円</u>とする。 第46条 ～ 第50条 (略)	平成30年度にお ける短期経理から 業務経理へ繰り入 れる組合員一人当 たりの事務費単価 を変更するもの。 (+285円)

理 由 書

介護保険法の一部改正により、介護納付金への総報酬割が段階的に導入され、納付額の増加が見込まれることなどから、介護保険財源率を引き上げる必要があること。

育児及び介護休業手当金に係る共同事業の拠出金率が引き下げられることに伴い、本組合における長期組合員等の育児及び介護休業手当金に関する掛金・負担金率を引き下げる必要があること。

本組合の業務経理における短期給付事業費用を賄うため、平成 30 年度の短期経理から業務経理へ繰り入れる組合員一人当たり事務費単価を引き上げる必要があること。

以上の理由から定款の一部を変更するもの。

項 目	説 明
1 変更の目的	(1) 介護保険法の一部改正により、平成29年8月分から介護納付金への総報酬割が段階的に導入されることに伴い、納付額の増加が見込まれること等から、その費用を賄うため、介護保険財源率を引き上げるもの。 (2) 本組合が組合員等に行う育児及び介護休業手当金の給付に関しては、円滑な業務運営を行うため、全国市町村職員共済組合連合会において共同事業で実施しており、共同事業に要する費用に係る拠出金率が、平成30年度に現行4.28%から3.49%に引き下げられるため、長期組合員及び市町村長長期組合員における育児及び介護休業手当金に係る掛金・負担金率を引き下げるもの。 (3) 本組合の業務経理における短期給付事業費用を賄うため、平成30年度の短期経理から業務経理へ繰り入れる組合員一人当たり事務費単価を引き上げるもの。
2 内 容	(1) 介護保険財源率の引上げ（定款第43条・第43条の2関係） ① 介護掛金率 … 現行：5.28% → 変更後：6.75%（+1.47） ② 介護負担金率 … 現行：5.28% → 変更後：6.75%（+1.47） ③ 介護任意継続掛金率 … 現行：10.56% → 変更後：13.5%（+2.94） (2) 長期組合員等（後期高齢者医療制度の被保険者である組合員）に対する育児及び介護休業手当金に係る掛金・負担金率の引下げ（定款第43条関係） ① 掛金率 … 現行：2.11% → 変更後：1.72%（△0.39） ② 負担金率 … 現行：2.11% → 変更後：1.72%（△0.39） (3) 平成30年度における短期経理から業務経理へ繰り入れる事務費単価の引上げ（定款第45条関係） 本組合が、地方公務員等共済組合法施行規程第7条第1項の規定により定款で定めることとされている短期経理から業務経理へ繰り入れる組合員一人当たり事務費単価を次のとおり引き上げるもの。 ・現行：2,155円 → 変更後：2,440円（+285円）
3 施行期日	平成30年4月1日

○ 公告第10号

富山県市町村職員共済組合貯金規則の一部改正について

富山県市町村職員共済組合貯金規則の一部改正については、平成30年2月23日開催の第155回組合会において原案のとおり議決されたので、別紙のとおり公告する。

平成30年2月28日

富山県市町村職員共済組合

理事長 高 橋 正 樹

富山県市町村職員共済組合貯金規則の一部改正について

富山県市町村職員共済組合貯金規則の一部を改正する規則

富山県市町村職員共済組合貯金規則（平成 12 年 9 月 25 日規則 1 号）の一部を次のように改正する。

第12条中「1.5%」を「1.2%」に改める。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

富山県市町村職員共済組合貯金規則（平成12年規則第1号）の一部改正 新旧対照表

（傍線部分は、改正箇所を示す）

改 正 前	改 正 後	備 考
第1条 ～ 第11条 （略） （貯金の利率） 第12条 貯金の利率は、年利 <u>1.5%</u>とする。ただし、理事長は市中金利の情勢などを勘案し、必要に応じて利率を変更できるものとする。 第13条 ～ 第16条 （略）	第1条 ～ 第11条 （略） （貯金の利率） 第12条 貯金の利率は、年利 <u>1.2%</u>とする。ただし、理事長は市中金利の情勢などを勘案し、必要に応じて利率を変更できるものとする。 第13条 ～ 第16条 （略） 附 則 この規則は、平成30年4月1日から施行する。	貯金利率の 引き下げ （△0.3）

理 由 書

金融市場環境の低金利が続く中、貯金事業における貯金者への支払利率は、平成 24 年度に現行利率へ見直して以降、安全性を重視しながらも効率的な資金運用に努めてきたが、平成 29 年度の貯金事業における「貯金者への支払利息と義務的経費の総額」が、「受取利息総額」を上回る状態となることが見込まれるので、収支の健全化と事業の安定化を図るため、支払利率を年利 1.5%から 1.2%に引き下げるもの。

○ 公告第11号

平成30年度事業計画及び予算について

富山県市町村職員共済組合の平成30年度事業計画及び予算については、平成30年2月23日開催の第155回組合会において原案のとおり議決されたので、富山県市町村職員共済組合定款第46条の規定に基づき、その要旨を別冊*のとおり公告する。

平成30年2月28日

富山県市町村職員共済組合

理事長 高橋正樹

* 別冊については、本組合事務局において閲覧に供しています。